

福岡市における宿泊税の使途等について

1 福岡市の観光・MICEの現状

- 福岡市はこれまで、より多くの観光客を呼び込み、九州全体の活性化につなげるため、九州のゲートウェイ機能強化を図っており、外国人入国者について、九州全体の約6割、福岡県の約9割が福岡市から入国し、その多くが九州各地を周遊しています。
- さらに、都市の認知度向上や産業振興のため、MICEの振興やビジネス拠点の形成を図っており、福岡市内の宿泊客は、約6割がMICEを始めとするビジネス客であり、ビジネス交流が盛んになっています。
- また、インバウンドの急増等に対しては、交通混雑の解消やマナー啓発などを行っており、観光振興による地域の活性化や市民生活との調和がより重要となっています。

2 福岡市観光振興条例に定める「宿泊税の使途」と平成30年度までの福岡市の主な取組

- (1) **観光産業の振興**……商店街インバウンド対策支援事業、おもてなし力向上支援補助金
- (2) **受入環境の整備**……Fukuoka City Wi-Fiの提供、観光案内所の機能強化、観光案内板の設置
- (3) **観光資源の魅力の増進等**……観光プロモーション事業、博多旧市街プロジェクト、市街化調整区域におけるグリーンツーリズムの推進
- (4) **MICEの振興**……MICEワンストップ体制の運営、スポーツMICEの振興、ハイクオリティホテル建設促進制度
- (5) **持続可能な観光の振興**……適正民泊推進のためのガイドブック作成、外国人向けマナー映像の製作

3 宿泊税を財源とした今後の取組

「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会報告書」の中で、今後必要となる観光振興策として、以下の取組が示されていますが、受益と負担の関係を考慮しながら、福岡市が宿泊税を財源として、九州のゲートウェイ都市として利便性や魅力を高め、より多くの観光・ビジネス客を呼び込むことで宿泊客の増に取り組み、あわせて満足度の向上や観光産業の振興を図っていきます。

(ア)「九州のゲートウェイ都市機能強化に向けた取組」

観光拠点の形成、観光バス駐車場・乗降場の整備、Fukuoka City Wi-Fiの利便性向上 等

(イ)「大型MICE等の集客拡大に対応するための取組」

大規模MICE受入準備、MICE開催おもてなし事業、都市の魅力的なコンテンツづくり 等

(ウ)「観光産業や市民生活へ着目した取組」

観光地等の公衆トイレの洋式化、民泊を含む宿泊施設等の指導強化、特別徴収義務者への事務費支援 等

※具体的な事業については、今後の予算編成スケジュールの中で関係局とも協議し、予算案として議会に諮り決定していくこととなります。

〔参考〕事業実施のスケジュール(予定)

令和2年2月～3月 令和2年当初議会において、予算案の上程・審議等

令和2年4月(予定) 宿泊税を財源とした事業の開始